

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）
【令和五年四月一日・令和六年四月一日施行】

改 正 案

目次

第一章～第二章の二（略）

第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節（略）

第二節 障害者雇用調整金の支給等及び障害者雇用納付金の徵収

第一款（略）

第二款 障害者雇用納付金の徵収（第五十三条～第六十八条）

第三節 特定短時間労働者等に関する特例（第六十九条～第七十二条）

第四節 対象障害者以外の障害者に関する特例（第七十三条～第七十七条）

第五節 障害者の在宅就業に関する特例（第七十四条の二～第七十四条の三）

第三章の二～第五章（略）

附則

（事業主の責務）

第五条 全て事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理並びに職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。

障害者の雇用の促進等に関する法律

法の基本理念

1. ノーマライゼーションの理念

- ・ノーマライゼーションとは、障害者が他の一般市民と同様に社会の一員として種々の分野の活動に参加することができるようにしていこうとする理念



第3条

- ・障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を發揮する機会を確保される

2. 障害者の職業人としての自立への努力 (障害者の努力義務)

- ・ノーマライゼーションの理念に基づいた社会を実現するためには、何よりも障害者自身の職業的自立に向けた努力が重要



第4条

- ・障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、進んで能力の開発・向上を図り、有為な職業人として自立するよう努めなければならない

3. 事業主の責務

- ・1・2を可能とする社会を実現するためには、国民、特に事業主の理解、協力は不可欠

第5条



- ・事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者が有為な職業人として自立する努力に協力する責務を有し、その能力を正當に評価し、適当な雇用の場を確保するとともに、雇用の安定を図るように努めなければならない

4. 国及び地方公共団体の責務

- ・国は憲法第二十五条(生存権)、第二十七条(勤労の権利と義務)等の理念に基づき、障害者の職業安定のための施策を積極的に展開する責務を有する



第6条

- ・国及び地方公共団体は、社会一般への啓発活動、事業主や障害者に対する援助措置や職業リハビリテーションの措置を講ずる等、障害者の雇用の促進及び雇用の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない